

令和元年度決算における
和歌山県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

和歌山県監査委員

和監委 第 08310002 号

令和 2 年 8 月 3 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び県営港湾施設管理特別会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第 2	健全化判断比率等の状況	2
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
第 3	意見	3
付 表		
	実質赤字比率	4
	連結実質赤字比率	5
	実質公債費比率	6
	将来負担比率	7
	資金不足比率	8

令和元年度決算における和歌山県健全化 判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 同法第22条第1項の規定に基づいて審査に付された県立こころの医療センター事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び県営港湾施設管理特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月4日から令和2年8月19日まで

3 審査の方法

審査の対象とした健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率等の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等の計算に用いられているか
- (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率等の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

に重点を置き、関係諸帳簿、証書類等の調査照合を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、併せて決算審査、定期監査、現金出納検査等の結果も考慮して審査を実施した。

第2 健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和元年度	—	—	7.5%	203.6%
平成30年度	—	—	7.8%	197.5%
平成29年度	—	—	8.7%	196.0%
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合「—」表示

2 資金不足比率

会計名	令和元年度	経営健全化基準
和歌山県立こころの医療センター事業会計	—	20%
工業用水道事業会計	—	20%
土地造成事業会計	—	20%
流域下水道事業会計	—	20%
県営港湾施設管理特別会計	—	20%

※ 資金不足額がない場合「—」表示

第3 意見

1 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

2 審査に付された上記、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準又は経営健全化基準に達していないものと認められた。

3 令和元年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、実質収支額は67億余円、連結実質収支額は109億余円の黒字となっている。

実質公債費比率は、借入金利の低下等に伴い、7.5%と前年度に比べ低下しているが、将来負担比率は、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策等に伴う地方債残高の増加等により、203.6%と前年度に比べ上昇している。

今後も引き続き自主財源の確保に一層努力され、健全な財政運営に努められたい。

付 表

実質赤字比率 —

(早期健全化基準 3.75%、財政再生基準 5.00%)

(黒字のため「-」、参考:△2.28%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 6,719,898}{293,691,174}$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会計名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	556,316,998	546,838,527	2,775,462	0	6,703,009
農林水産振興資金特別会計	927,146	208,681	0	718,465	0
中小企業振興資金特別会計	575,957	382,976	0	192,981	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	207,855	173,029	0	34,826	0
修学奨励金特別会計	356,662	287,762	0	68,900	0
職員住宅特別会計	219,515	202,626	0	0	16,889
市町村振興資金特別会計	2,907,692	784,452	0	2,123,240	0
自動車税等証紙特別会計	1,402,023	1,402,023	0	0	0
用地取得事業特別会計	4,769,303	4,769,303	0	0	0
公債管理特別会計	124,453,762	124,453,762	0	0	0
合計	692,136,913	679,503,141	2,775,462	3,138,412	6,719,898

標準財政規模 (B)

(分母)	金額
標準税収入額等	108,140,347
普通交付税額	168,987,743
臨時財政対策債発行可能額	16,563,084
合計	293,691,174

連結実質赤字比率 —

(早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%)

(黒字のため「—」、参考:△3.74%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 10,988,503}{293,691,174}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模(E)}}$$

一般会計等の実質赤字額 (A)

会計名	歳入額	歳出額	明許、事故 繰越財源	事業繰越額	実質収支額
一般会計	556,316,998	546,838,527	2,775,462	0	6,703,009
農林水産振興資金特別会計	927,146	208,681	0	718,465	0
中小企業振興資金特別会計	575,957	382,976	0	192,981	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	207,855	173,029	0	34,826	0
修学奨励金特別会計	356,662	287,762	0	68,900	0
職員住宅特別会計	219,515	202,626	0	0	16,889
市町村振興資金特別会計	2,907,692	784,452	0	2,123,240	0
自動車税等証紙特別会計	1,402,023	1,402,023	0	0	0
用地取得事業特別会計	4,769,303	4,769,303	0	0	0
公債管理特別会計	124,453,762	124,453,762	0	0	0
合計	692,136,913	679,503,141	2,775,462	3,138,412	6,719,898

公営事業会計の実質赤字額 (B)

会計名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	事業繰越額	実質収支額
県営競輪事業特別会計	13,685,979	13,293,011	0	0	392,968
国民健康保険特別会計	104,429,465	103,821,756	0	0	607,709
合計	118,115,444	117,114,767	0	0	1,000,677

公営企業会計(法非適用企業)の実質赤字額 (C)

会計名	歳入額	歳出額	明許繰越財源	資金不足、剰余額
県営港湾施設管理特別会計	1,181,421	1,119,566	0	61,855
合計	1,181,421	1,119,566	0	61,855

公営企業会計(法適用企業)の実質赤字額 (D)

会計名	流動資産	土地評価差額・控除財源	流動負債	資金不足、剰余額
県立こころの医療センター事業会計	252,603	-	158,127	94,476
工業用水道事業会計	3,115,521	-	81,739	3,033,782
土地造成事業会計(剰余の場合0)	3,199,940	31,326	13,494	0
流域下水道事業会計	693,231	78,593	536,823	77,815
合計	7,261,295	109,919	790,183	3,206,073

標準財政規模 (E)

(分母)	293,691,174	標準財政規模
------	-------------	--------

実質公債費比率	7.5%
----------------	-------------

(早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%)

$$\text{実質公債費比率} = (7.67846 + 7.30377 + 7.59303) \div 3$$

(3ヶ年平均)

単年の実質公債費比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度
単年の実質公債費比率	7.67846%	7.30377%	7.59303%

(単位:千円)

	[平成29年度]	[平成30年度]	[令和元年度]
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	18,726,668	17,854,696	18,339,505
	243,885,789	244,458,651	241,530,646

計算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金と準元利償還金(A)} - \text{特定財源の額(B)} - \text{算入公債費等の額(C)}}{\text{標準財政規模(D)} - \text{算入公債費等の額(C)}}$$

(3ヶ年平均)

地方債の元利償還金と準元利償還金 (A)

(分子)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)	71,110,489	72,129,332	73,815,684
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金等	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還財源の繰入金	781,056	906,187	994,661
公債費に準ずる債務負担行為	453,557	319,949	317,374
一時借入金の利子	2,136	1,166	1,110
合 計	72,347,238	73,356,634	75,128,829

特定財源の額 (B)

(分子)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	1,045,642	2,098,261	1,941,813
公営住宅使用料	639,258	536,628	440,303
その他	190,068	1,054,604	2,246,680
合 計	1,874,968	3,689,493	4,628,796

算入公債費等の額 (C)

(分子と分母)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合 計	51,745,602	51,812,445	52,160,528

標準財政規模 (D)

(分母)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
標準税収入額等	102,284,795	105,079,052	108,140,347
普通交付税額	170,175,819	169,551,012	168,987,743
臨時財政対策債発行可能額	23,170,777	21,641,032	16,563,084
合 計	295,631,391	296,271,096	293,691,174

将来負担比率 **203.6%**

(早期健全化基準 400%)

(単位:千円)

計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{491,862,240}{241,530,646} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

将来負担額 (A)

会計、法人名等	金額	項目
一般会計	1,031,438,955	イ 一般会計等の地方債現在高
農林水産振興資金特別会計	37,068	
中小企業振興資金特別会計	3,935,176	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	528,415	
用地取得事業特別会計	5,182,300	
一般会計	2,867,471	ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
県営競輪事業特別会計	0	ハ 一般会計等以外の会計の地方債の償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
国民健康保険特別会計	0	
県営港湾施設管理特別会計	81,296	
県立こころの医療センター事業会計	3,813,245	
工業用水道事業会計	0	
土地造成事業会計	861,776	
流域下水道事業会計	9,545,147	
(該当なし)		ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の償還に充てる当該団体からの負担等見込額
一般会計	97,839,910	ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
一般会計	664,241	ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
県土地開発公社	20,830,962	
(公財) 県農業公社	9,000	
(一社) わかやま森林と緑の公社	2,776,575	
公立大学法人 県立医科大学	0	
一般会計、特別会計	0	ト 連結実質赤字額
関西広域連合	0	チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
合計	1,180,411,537	

充当可能財源等 (B)

会計名	金額	項目
一般会計	63,234,637	リ 地方債の償還額等に充当可能な基金
一般会計	13,015,297	ヌ 地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額
農林水産振興資金特別会計	37,068	
中小企業振興資金特別会計	45,106	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	528,415	
用地取得事業特別会計	5,182,300	
一般会計	606,506,474	ル 地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額
合計	688,549,297	

標準財政規模 (C)

一般会計等	293,691,174	標準財政規模
-------	-------------	--------

算入公債費等の額 (D)

一般会計等	52,160,528	元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
-------	------------	---------------------------

	比 率	会 計 名	参 考 (%)
資金不足比率	—	県営港湾施設管理特別会計	△ 10.7
	—	県立こころの医療センター事業会計	△ 6.8
	—	工業用水道事業会計	△ 467.6
	—	土地造成事業会計	0.0
	—	流域下水道事業会計	△ 10.6

(資金剰余のため「—」) (経営健全化基準 20%)

計算式

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

<法非適用企業 → 港湾施設管理事業>

資金不足額 (A) = (歳出額+建設改良費等以外の地方債現在高) - 歳入額

事業の規模 (B) = 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

<法適用企業 → 県立こころの医療センター事業、工業用水道事業、土地造成事業及び流域下水道事業>

資金不足額 (A) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の地方債現在高) - 流動資産等

事業の規模 (B) = 営業収益額 - 受託工事収益相当額

事業の規模 (C) = 資本及び負債の合計額 <土地造成事業>

(単位:千円)

資金不足額 (△資金剰余額) (A)

会 計 名	資金不足額 (△資金剰余額) (D) - (E)	流動負債等 (D)	流動資産等 (E)
県営港湾施設管理特別会計	△ 61,855	1,119,566	1,181,421
県立こころの医療センター事業会計	△ 94,476	158,127	252,603
工業用水道事業会計	△ 3,033,782	81,739	3,115,521
土地造成事業会計 (資金剰余の場合は0円)	0	13,494	3,168,614
流域下水道事業会計	△ 77,815	536,823	614,638
合 計	△ 3,267,928		

事業の規模 (B)

会 計 名	事業の規模 (F) - (G)	営業収益等 (F)	受託工事収益等 (G)
県営港湾施設管理特別会計	573,657	573,657	0
県立こころの医療センター事業会計	1,369,969	1,369,969	0
工業用水道事業会計	648,735	648,735	0
流域下水道事業会計	733,691	733,691	0
合 計	3,326,052		

事業の規模 (C)

会 計 名	事業の規模 (H) + (I)	資 本 (H)	負 債 (I)
土地造成事業会計	3,341,985	△ 2,503,746	5,845,731